

電波法第三十八条の二の二 第一項 第一号及び第二号の区分に係る 工事設計認証番号の表示方法が 変更されました

平成 23 年 12 月 16 日付の官報にて、特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部を改正する省令（総務一六三）が公示され、電波法第三十八条の二の二第一項第一号及び第二号の区分に係る工事設計認証の発番方法、表示方法が変更となりました。

改正の背景には、複数の特定無線設備が含まれるスマートフォン等の無線設備の普及により、一の特定無線設備に複数の工事設計認証番号を表示する事例が多くなるとともに、限られたスペースに表示を貼付することが困難な事例が増加したことにより、総務省が「制度における表示の簡素化」を検討したことがございます。

新制度施工前

 **R** 003XYA000000 (WCDMA)
003MWA111111 (HSPA)
003WWA222222 (802.11bg)



新制度施工後

 **R** 003-000000 (WCDMA/HSPA/802.11bg)

Q&A

Q1

旧体系の番号で工事設計認証を取得した無線設備について、法改正後も旧体系での番号で表示及び販売をしても問題無いでしょうか。

A1

既に工事設計認証を取得されている旧体系の番号は引き続き有効です。問題ございません。

Q2

新体系の工事設計認証番号は、いつから発行をしてもらえますか？

A2

2011年12月19日より、新体系の番号制度にて業務を開始致します。

Q3

技術基準適合証明番号に関する変更はありますか？

A3

技術基準適合証明番号に関する変更はございません。

お問合せ先：

株式会社ディーエスピーリサーチ 営業部

078-940-0377(代表) 078-940-0378(FAX)

E-mail: dspr_sales@dspr.co.jp